

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

苓北町長 山崎 秀典

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 苓北町 (43531) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 志岐平野 (城下・釜・中通・天神木・馬場・浜之町・明神山・紺屋町・西原) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年11月18日 (第3回) |

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町の総人口は、令和6年10月末時点で6,243人、高齢化率45.1%と少子高齢化が急速に進んでいる。当志岐平野地区では、人口1,667人高齢化率38.2%となっている。当地区は、隣接する三区地区も含め本町農業の中心地域で基盤整備された農地に水稻、レタス等が計画的に作付されている。当地区も例外ではなく、農業者の高齢化が進んでいることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるために、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。
また、資材・燃料・飼料等の高騰、米・野菜・牛肉等の農畜産物の価格低迷により農家及び畜産農家の収益が減少し、経営が厳しい状況にあるためこれらの課題にも取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物であるレタス等について、担い手への農地集積・集約を段階的に進め、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進めていく。
また、担い手の確保対策や高単価作物の栽培を進め、営農組織化も進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 99.2 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 99.1 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) | 0.1 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地バンクを活用して、担い手(認定農業者)等や新規就農者等への農地集積・集約化を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 関係機関と連携し、農地中間管理事業の活用による農地集積を進めていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 担い手(認定農業者)等のニーズを踏まえ検討していく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 担い手(認定農業者)等に農地を集積・集約し、地域の農地を守りつつ若手のリーダー育成を進めていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域内で農作業の効率化、遊休農地の発生を防止するため、関係機関と連携しながら、低コスト組合等による農作業受託を必要に応じ進めていく。 |

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害の被害が拡大しないよう防止柵等を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進めていく。
- ②⑨地域内で生産された飼料作物を、地域内の畜産農家へ供給し、家畜排せつ物を地域内の生産者に供給する仕組みを今後も継続し、有機農業の取り組みも進めていく。
- ③スマート農業機械等の活用により、効率的・効果的な農作業を実施していく。
- ⑦多面的機能支払交付金等を活用し、農用地や水路等の適切な維持管理に努める。
- ⑧高単価・高品質作物の栽培を進めていくため、新たな農業用施設の整備等を進めていく。